

1. パソコン利用タイムリー型（HT）

(1) 常陽資金移動・照会サービス<パソコン利用タイムリー型（HT）>（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社常陽銀行（以下「当行」といいます。）が定めた本サービスに関する規定（以下「本規定」といいます。）を承諾のうえ申込みされた申込者（以下「依頼人」といいます。）が、その占有管理するパソコン（以下「端末」といいます。）によって次の各号のサービスを依頼する場合に利用できるものとします。なお、依頼人は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」といいます。）が提供する端末認証サービス「VALUX」（以下「VALUX」といいます。）の契約を締結し本サービスを利用することとします。

- ① 振替・振込サービス
- ② 照会サービス

(2) 本サービスの取扱いについては、本規定が適用されます。

2. 振替・振込サービス

(1) 取引の範囲

振替・振込サービスは、依頼人の端末から次の振替・振込取引を依頼する場合に利用できるものとします。

- ① 当行の営業日（以下「営業日」といいます。）において、依頼日当日に、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「振替・振込資金引落口座」といいます。）より、振替または振込資金、振込にかかる手数料（第 5 項但し書きの方法により支払うものを除きます。）およびそれに係る消費税相当額、その他振替・振込サービスに関連して必要となる手数料（以下「振替振込資金等」といいます。）を引き落としのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当行または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振替・振込先口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または入金する取引を行うことができます。
- ② 依頼日の翌営業日以後 7 営業日以内の営業日で依頼人が指定する日（以下「振込指定日」といいます。）に振替・振込資金引落口座から振替振込資金等を引き落としのうえ、振替・振込先口座あてに振込通知の発信、または入金する取引（以下「振込予約」といいます。）を行うことができます。
- ③ 振替・振込サービスにおける振替・振込先口座の指定は、あらかじめ依頼人が当行へ届け出る方式により行うものとします。ただし、振込予約の場合には、都度依頼人が振替・振込先口座を指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）により行うこともできます。
- ④ 振替・振込サービスにより振替または振込を依頼する場合の振替・振込資金引落口座は、別途定める取引対象口座とします。
- ⑤ 振替・振込先口座は、別途定める取引対象口座とします。
- ⑥ 振替・振込先口座への入金、次の方法で取扱います。
 - (ア) 振替・振込資金引落口座と振替・振込先口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
ただし、同一店内かつ同一名義であっても、当行が依頼人口座を管理する都合により「振込」として取扱うことがあります。
 - (イ) 振替・振込資金引落口座と振替・振込先口座とが、上記(ア)以外の場合は、「振込」として取扱います。
- ⑦ あらかじめ届け出た振替・振込先口座以外への入金（都度指定方式による振込予約の場合）は、すべて「振込」として取扱います。

(2) 本人確認

- ① 振替・振込サービス利用にあたって、依頼人があらかじめ当行へ届け出た振替・振込サービス暗証番号、都度指定振込予約の場合は確認暗証番号（以下「都度指定用確認暗証番号」といいます。）および NTT データから認証済情報として通知された VALUX の接続 ID（以下「接続 ID」といいます。）が、当行が受信した振替・振込サービス暗証番号、都度指定用確認暗証番号（以下、これらをまとめて「振替・振込サービス用暗証番号等」といいます。）および接続 ID と一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなします。
- ② 振替・振込サービスの利用について届け出と異なる振替・振込サービス用暗証番号等のいずれかが当行所定の回数連続して入力された場合、その時点で当行は、振替・振込資金引落口座に付随する振替・振込サービスと照会サービスの利用を停止します。

振替・振込サービスの利用を再開する場合は、当行に連絡のうえ、当行所定の再開依頼書を提出してください。振替・振込サービス用暗証番号等のいずれかを失念している場合は、当行ホームページ内に掲載する本サービス申込専用ページ（以下、「申込ページ」といいます。）から届け出てください。この場合、申込ページから印刷した「確認書」に本サービスに

かかる届け出の印章により記名押印のうえ、当行取引店へ提出してください。（以下、申込ページからの届け出および確認書の提出を合わせて「WEB 申込」といいます。）または当行所定の本サービス申込書により新しい振替・振込サービス用暗証番号等を届け出てください。

- ③ 届け出の接続 ID や振替・振込サービス用暗証番号等は、依頼人の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないようにしてください。

(3) 振替または振込の受付等

- ① 依頼の内容については、当行が依頼人からの送信指示を受信した時点で確定するものとします。
依頼内容が確定したときは、その旨の通知を依頼人に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当店または当行 E B センターに照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 当行は依頼の内容が確定した時（ただし、振込予約の場合には振込指定日の当行所定時刻）に、当行は振替・振込資金引落口座から振替振込資金等を引き落としのうえ、振替または振込の手続をいたします。
- ③ 振替・振込資金引落口座からの資金引き落としは、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。
- ④ 振替・振込契約は、振替振込資金等を当行が振替・振込資金引落口座から引き落とししたときに成立するものとします。
- ⑤ 前号により振替・振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。ただし、通知預金を振替・振込資金引落口座とする振替予約の場合には、振替処理時に計算される利息金額および税額は、利率変更、税制改正その他の諸般の情勢により、振替予約の依頼時に起算された利息金額および税金額と異なることがあります。
- ⑥ 振替・振込サービスによる 1 回あたりの振替または振込金額は、当行が定める限度内でかつ依頼人があらかじめ指定した金額の範囲内とします。
- ⑦ 振替・振込サービスの利用時間は、別途定めるサービス利用時間帯とします。
- ⑧ 以下の(ア)～(カ)に該当する場合、振替・振込サービスの取扱いはできません。
 - (ア) 振替振込資金等が振替・振込資金引落口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - (イ) 振替・振込資金引落口座が解約されたとき。
 - (ロ) 依頼人から振替・振込資金引落口座への支払停止届があり、それにもとづき当行が振替・振込資金引落口座に対し、支払停止の手続を行ったとき。
 - (リ) 振替・振込資金引落口座が、差押、仮差押または転付命令の対象になっており、当行がその事実を認知したとき。
 - (ハ) 振替取引において、振替・振込先口座が解約済などの理由で入金できないとき。
 - (カ) 当行以外の金融機関の国内本支店にある預金口座あて振込の場合に、当該金融機関から相当の事由により返却されたとき。
- ⑨ 振替取引および都度指定方式による振込の予約で同一店内かつ同一名義への入金取引において、入金ができない場合には、振替または振込金額を、当該取引の振替・振込資金引落口座へ戻入れます。
また、振込取引（都度指定方式による振込の予約で同一店内かつ同一名義への入金取引を除きます。）において、入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

(4) 振替または振込の予約

- ① 振替・振込サービスにより振替または振込の予約を依頼する場合の振替・振込資金引落口座は別途定める取引対象口座とします。
- ② 振替または振込の予約を依頼する場合は、振替または振込指定日（以下「指定日」といいます。）前営業日までに振替振込資金等を振替・振込資金引落口座に入金してください。
- ③ 振替または振込予約の場合には、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を送信していても、前項②に規定する振替・振込資金等の引き落としができないときは、その依頼がなかったものとして、振替・振込の取扱いはしません。この場合、当行は、依頼人に対し、振替・振込資金の引き落とし不能の旨の通知はしません。
- ④ 前項⑧に該当する場合、予約された振替または振込の取扱いはできません。
なお、前項⑧の(ア)に該当する場合は、指定日当日に振替振込資金等を入金されても振替または振込は行われません。
- ⑤ 前項⑧の(カ)の場合、振替または振込の予約は解除されたものとみなします。

- ⑥ 予約した振替または振込については、当行所定の方法により指定日当日に振替または振込実行の有無を確認してください。
- ⑦ 振替・振込サービスによる振替または振込の予約を撤回する場合は、指定日の前営業日までに依頼人の端末から当行所定の方法により予約取消の依頼を行ってください。
- ⑧ 本サービスを解約または振替・振込サービスを削除した場合でも、本サービスを解約または振替・振込サービスを削除前に予約を行った振替または振込取引は、指定日に実行され、その振替または振込については本規定が適用されます。
- (5) 振込手数料等
振替・振込サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の振込にかかる手数料およびそれに係る消費税相当額をお支払いいただきます。ただし、その支払については、依頼人が当行へあらかじめ届け出た振込手数料支払日に振込手数料引落口座から引き落としします。この場合、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。
- (6) 依頼内容の変更、組戻し
依頼内容の変更、組戻しにあたっては次の各号により取扱いますが、本項①②の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- ① 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の振替・振込資金引落口座がある当行本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。
- (ア) 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に必要事項を記入し、当該取引の振替・振込資金引落口座にかかる届け出の印章により記名押印のうえ、当行取引店へ提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (イ) 当行は訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (ロ) 訂正の受付にあたっては、当行所定の訂正にかかる手数料およびそれに係る消費税相当額をいただきます。
- ② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の振替・振込資金引落口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
- (ア) 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に必要事項を記入し、当該取引の振替・振込資金引落口座にかかる届け出の印章により記名押印のうえ、当行取引店へ提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (イ) 当行は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (ロ) 組み戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で組み戻された振込資金を受け取るときは、当行所定の受取証に必要事項を記入し、当該取引の振替・振込資金引落口座にかかる届け出の印章により記名押印のうえ、当行取引店へ提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (ハ) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻しにかかる手数料およびそれに係る消費税相当額をいただきます。
- ③ 訂正依頼書、組戻依頼書、または受取証に使用された印影と届け出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ④ 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の組戻しはできません。
- (7) 取引内容の確認
- ① 振替・振込サービスを利用した取引後は、すみやかに普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）、通知預金通帳への記入または当座勘定照合表等により取引内容を確認してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、ただちにその旨を当行取引店に連絡してください。
- ② 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

3. 照会サービス

- (1) 照会サービスは、依頼人の端末から次の各号の取引を依頼する場合に利用できるものとします。
- ① 預金残高の照会に対する応答（以下「残高照会」といいます。）
- ② 振込入金または入出金の明細の照会に対する応答（以下「取引照会」といいます。）
- ③ 振込入金または入出金の明細の再照会に対する応答（以下「取引再照会」といいます。）
- (2) 取引対象口座
照会サービスを利用できる口座（以下「照会口座」といいます。）は、別途定める取引対象口座とします。
- (3) 本人確認
- ① 照会サービス利用にあたって、当行が受信した照会サービス暗証番号があらかじめ当行へ届け出いただいた照会サービス暗証番号と一致したときは、当行は送信者を正当な依頼人とみなし、応答します。
- ② 照会サービスの利用について届け出と異なる照会サービス暗証番号が当行所定の回数連続して入力された場合、その時点

で当行は、対象照会口座に付随する照会サービスと振替・振込サービスの利用を停止します。

照会サービスの利用を再開する場合は、当行に連絡のうえ、当行所定の再開依頼書を届け出てください。照会サービス暗証番号を失念している場合は、WEB 申込または当行所定の本サービス申込書により新しい照会サービス暗証番号を届け出てください。

- ③ 届け出の照会サービス暗証番号は、依頼人の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないようにしてください。

(4) 利用時間帯

照会サービスの利用時間帯は、別途定めるサービス利用時間帯とします。

(5) 仕様および取引の処理時刻と応答時刻

当行は、当行所定の仕様（NTT データの ANSER システムの仕様）にもとづき利用サービス内容を送信します。なお、当行における取引のコンピュータ処理時刻と、応答時刻との関係上、取引日当日中に応答できない振込入金・入出金の明細が生ずることがあります。この場合の振込入金・入出金の明細については、翌営業日以降に応答します。

4. 手数料

- (1) 本サービス利用期間中は、別途定めるサービス手数料、振込にかかる手数料、組戻しにかかる手数料、訂正にかかる手数料、およびそれらに係る消費税相当額をお支払いいただきます。
- (2) 手数料の支払にあたってはあらかじめ取り決めた指定預金口座より自動的に引き落とすものとします。この場合、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。
- (3) 依頼人の他行口座や依頼人の親会社等の他行口座へ資金集中する目的で本サービスを利用する場合は、口座店単位の契約となり、1 口座ごとに加算手数料およびそれに係る消費税相当額をお支払いいただきます。

5. 免責事項など

(1) 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- ③ 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき
- ④ 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき
- ⑤ 不正操作（複製、改変、および改竄等を含みます。）の可能性があると当行が判断し、当行の判断で依頼人による本サービスのご利用の停止その他の適切な措置をとったとき（ただし当行に故意または重過失がないときに限ります）
- ⑥ 本サービスの取扱いの際に、上記第 2 条(2)または第 3 条(3)に定める方法にもとづき、送信者を依頼人と確認して取扱い、当行の責めに帰すべき事由がないとき
- (2) 当行が講じる安全対策等についての了承

依頼人は本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性、NTT データが提供する回線等や通信経路の特性、取引時の本人確認方法等の本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

(3) 環境設定の確保

依頼人は、本サービスの依頼人の端末および通信媒体が正常に稼動する環境を、依頼人の責任において確保してください。当行は、本サービスの契約により依頼人の端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、依頼人の端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない場合、または成立しても依頼人に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

6. 秘密保持

依頼人および当行は、本サービスの利用に伴い知り得た事項については第三者に漏洩しないものとします。本サービスの解約後も同様とします。

7. 届出事項の変更等

住所、各種暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、WEB 申込または当行が別途制定する書面により当行取引店に直ちに届け出ください。これらの届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、届出事項の変更がなかったために、当行からの通知または送付する書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更には、届け出の印章を使用してください。
- (2) 当行は諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

9. 本サービスの内容または本規定の変更

- (1) 変更の告知
当行は、相当の事由があると認められる場合には、事前に相当な期間をもって、本サービスまたは本規定の内容を変更する旨および変更後の本サービスまたは本規定の内容ならびにその効力の発生時期を当行ホームページ上に掲載する等、当行所定の方法により依頼人に告知することで、本サービスまたは本規定の内容を変更できるものとします。
- (2) 変更内容等
前項の変更は、前項のとおり変更内容等を依頼人に告知した場合に、前項の告知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。かかる変更により万一依頼人に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

10. 本サービスの廃止

当行は、本サービスを廃止する場合、事前に相当な期間をもって当行ホームページ上に掲載する等、当行所定の方法により依頼人に告知いたします。かかる場合は、契約期間内であっても本サービスを廃止できることとします。

11. 解約など

- (1) 解約
本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。
- (2) 依頼人による解約
依頼人による解約の場合は、WEB 申込または当行制定の本サービス申込書に必要事項を記入し、本サービスにかかる届け出の印章により記名押印のうえ、当行取引店へ提出してください。ただし、解約時まで処理が完了していない振込等の取引の依頼が未処理のまま存在する場合は、当該取引依頼の取消を行なったうえで、解約の手続きをしてください。
- (3) 当行からの解約の通知
 - ① 当行の都合により本サービスの契約を解約する場合は、届出住所に解約の通知を行います。
 - ② 当行が解約の通知を届出住所にあてて発信したにもかかわらず、その通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合、当行は解約の通知が通常到達すべき時に到達したものとみなします。
 - ③ 解約（本条第 5 項に基づいて、本サービスの契約に基づく本サービスの一部または全部の提供を停止する場合を含みます。）によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
- (4) 対象口座の解約
本サービスの対象口座を解約する場合は、WEB 申込または当行制定の本サービス申込書に必要事項を記載して本サービスからの削除または本サービスの解約手続きをしてください。
- (5) 当行からの解約
依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行はなんらの催告なくして本サービスの契約を解約できるものとします。本サービスの契約を解約する場合、当行が依頼人にその旨の通知を発信したときに解約できるものとします。
 - ① 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または、依頼人が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払い不能が 6 ヶ月以内に生じた場合に限ります）
 - ③ 住所変更の届け出を怠るなど依頼人の責めに帰すべき事由によって、当行において依頼人の所在が不明となったとき
 - ④ 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき
 - ⑤ 当行が定める一定期間にわたり本サービスの利用がないとき
 - ⑥ 相続の開始があったとき
 - ⑦ 不正操作（複製、改変、改竄等を含みます。）があった場合
 - ⑧ 本サービスの利用を申し込みされる以前に既に本サービスにかかる契約を締結されたことのある依頼人において、本項

(当行からの解約)に基づく解約、手数料の支払回避を目的としたと思われるサービス利用の取り止めまたは解約、その他の不正な目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき

⑨ 法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等の相応の理由があるとき

⑩ 前各号の他、依頼人が本規定や当行との他の取引約定に違反したと当行が認めた場合など、当行が本サービスの契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合

(6) その他の解約

前項(当行からの解約)に加えて、依頼人が次の各号の一つにでも該当し、依頼人との取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当行は当該取引を停止し、または依頼人に通知することにより本サービスを解約できるものとし、これらによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発送した時に解約されたものとします。

① 依頼人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 依頼人または依頼人の取締役、執行役またはこれらに準ずる者(以下「取締役等」といいます)が次のいずれかに該当することが判明した場合

(ア) 暴力団

(イ) 暴力団員

(ウ) 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者

(エ) 暴力団準構成員

(オ) 暴力団関係企業

(カ) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(キ) その他前各号に準ずる者

③ 依頼人または依頼人の取締役等が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

(7) 手数料の取扱い

① 本サービスの契約が解約により終了する場合、解約日の属する月のサービス手数料およびそれに係る消費税相当額をお支払いいただきます。また、振込にかかる手数料または口座振替にかかる手数料、組戻しにかかる手数料または訂正にかかる手数料、およびそれらに係る消費税相当額がある場合は、それらをお支払いいただきます。

② 手数料の支払にあたってはあらかじめ取決めした指定預金口座より自動的に引き落とすものとします。この場合、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。

12. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行「普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)」 「当座勘定規定」 「当座勘定貸越約定書」 「常陽エースカードローン取引約定書」 「常陽振込規定」により取扱います。

13. 利用期間

本サービスの利用期間は当初申込日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、利用期間満了日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

14. 権利の譲渡、質入れ禁止

依頼人は本サービスの利用契約に関するいっさいの権利を、当行の書面による承諾なく第三者に譲渡し、または質入れすることはできません。

15. 準拠法、合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、水戸地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以 上

【2023 年 5 月 8 日】

(1) 取引対象口座

サービス	取引口座	取引対象口座
振替・振込サービス	振替・振込資金引落口座	普通預金（注 1）・当座預金・通知預金（注 2） （注 1） 常陽ビジネスライン、常陽エースカードローン、常陽マイタウンカードローンおよび常陽ビジネスローンカードの貸越口座が含まれます。 （注 2） 振替・振込の振込予約を依頼する場合は、普通預金・当座預金に限ります。
	振替・振込先口座	普通預金・当座預金・通知預金（注） （注） 当行にある依頼人名義の通知預金に限ります。
照会サービス	照会口座	普通預金・貯蓄預金・当座預金

(2) 通信手順と文字コード

取引名	通信手順	文字コード
振替・振込サービス 照会サービス	VALUX-HT（インターネット通信）	JIS

(3) サービス利用時間帯

サービス名	利 用 時 間 帯		
振替・振込サービス	振替・振込 (即時振込)	当行普通預金宛	午前 8 時 45 分より午後 7 時まで
		当行当座預金宛	午前 8 時 45 分より午後 4 時まで
		他行宛	午前 8 時 45 分より午後 3 時まで
		当行通知預金宛	午前 8 時 45 分より午後 7 時まで
	振込予約	午前 8 時 45 分より午後 9 時まで	
	取引内容照会	午前 8 時 45 分より午後 9 時まで	
照会サービス	午前 8 時 45 分より午後 9 時まで		

(4) サービス手数料（消費税込）

費 目	金 額
基本料（月額）	1,100 円

（注） 依頼人の他行口座や依頼人の親会社等の他行口座へ資金集中する目的で本サービスを利用する場合は、口座店単位の契約となり、また、1 口座ごとに 4,400 円／月の加算手数料をお支払いいただきます。

(5) 各種手数料について

- ① 基本料とは、常陽資金移動・照会サービス＜パソコン利用タイムリー型（HT）＞を利用するにあたって毎月お支払いいただく手数料です。
- ② 振込にかかる手数料とは、振込処理に関する取扱手数料です。
- ③ 組戻しにかかる手数料とは、振込した資金を依頼人に戻す際にかかる取扱手数料です。
- ④ 訂正にかかる手数料とは、振込内容を訂正する際にかかる取扱手数料です。

（注） 各種手数料の詳細につきましては、当行取引店にお問い合わせいただくか、当行ホームページでご確認ください。

以上